

会 議 録

作成:平成28年2月5日

会議名称	平成27年度第4回 交野市子ども・子育て会議		
開催日時	平成28年2月5日(金) 午後2時00分～3時00分		
開催場所	交野市保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター)3階 展示活用室		
出席者	・委員 13人出席(欠席者2人)	・事務局 8人	合計 21人 傍聴者 2人
配付物	<p>次 第</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 諮問書 ・資料2 特定教育・保育施設等の利用定員について ・資料3 特定教育・保育施設等の利用定員について(表) ・資料4 交野市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の提供料(確保方策)への影響 ・市長戦略(概要版) 		
内容	<p>1. 前回会議欠席者へ委嘱状交付 2. 会長挨拶 3. 委員出席状況報告 4. 議題 (1)特定教育・保育施設等の利用定員について (2)その他</p> <p>会 長:特定教育・保育施設等の利用定員について、市から諮問書の提出及び内容の説明をしていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>事務局:(諮問書読み上げ → 提出)</p> <p>事務局:(本日の資料確認)</p> <p>事務局:資料2に沿って説明</p> <p>資料2 新制度の幼稚園・保育所については、国が定める基準をもとに市の条例が定める運営基準にしたがって教育・保育の提供を行う必要があります。 確認申請は、この基準に適合しているかどうかを確認して、保護者への個人給付を基礎とした新制度における対象施設とするための手続きです。 申請にあたっては、施設設置者から利用定員についても申請していただくことになっています。 本市の場合、保育園、認定こども園は大阪府が認可権者となり、認可の際には、施設の面積基準等をもとに認可定員が設定されます。 この新制度の確認申請においては、認可定員ではなく、実際の利用状況等を踏まえて、利用定員を設定して申請していただくこととなります。</p>		

資料3 で示していますが、既存の保育園が増改築によって定員の増加、又は既存の幼稚園が幼稚園型の認定こども園に移行いたしますので、保育園の3園については、確認申請の変更、認定こども園については、新規の確認申請となります。

確認申請に伴い、市町村が利用定員を設定するときは、あらかじめ、子ども・子育て会議の意見を聞くことと法で定められていますので、本日この場でご審議いただくものです。

利用定員の設定に関する基本的な考え方は、実際の利用状況や地域の需要等を踏まえて、認可定員の範囲内で設定するものであり、実際の利用者数が認可定員を上回っている場合については、認可権者としての大阪府の指導もあるので、市が直接調整等をできるものではありませんが、認可定員を引き上げたうえで、利用定員を設定することになります。

今回、4施設について、審議の対象となっておりますので、具体的な定員数、子ども・子育て支援の事業計画での供給量への影響等について説明させていただきます。

(資料3・4に添って説明)

なお、資料中、幼稚園型認定こども園への移行については、現在、大阪府へ設置認可を申請中ですので、この利用定員については、大阪府の設置認可を前提で設定をさせていただきます。

資料4の表中 2号・3号認定にある網掛け部分については、平成28年度の利用定員が、計画上の定員(確保方策)を下回っている数字(供給不足)です。

今後平成29年度以降、認定こども園への移行で2号・3号認定の数字を増やしていくことができると考えています。

今回は確保方策のみとなっております、実際の量の見込みについての正確な数字は4月以降にお示しできることとなりますが、今後計画の進捗状況の中で報告させていただきたいと思っています。

1号認定の部分で、1号の整備後利用定員が計画上の定員に足りていないところがありますが、1号については、新制度に移行しない幼稚園を含めてすでに供給過多となっており、子どもが入れない状況ではございませんので、網掛けはしていません。

事務局:量の見込みについては、今現在の数字は正確には出せません。

今回は、計画策定時に量の見込みについて定めた数字に基づいて、確保方策を定めています。

今回の定員の増員を反映させた平成28年度の整備後の定員を、計画上の28年度或いは31年度の確保方策の数と比較しても供給不足という状況でございます。確認申請に基づく利用定員については、認可定員を上限として市が定めるということですので、申請どおり認可定員をそのまま利用定員と設定することとしたいと思っています。

会 長:資料4の数字の見方をもう一度わかりやすく教えてください。

事務局:もともと、計画の中の数字を使っているのですが、平成25年度に保育の必要な方を対象に、無作為で実施したアンケートに基づいて、交野市ではどれぐらい保育の量の見込みがあるのか、教育の見込みがあるのか、という数値を出しました。

その数値に基づいて待機児童が出る場合は、平成27年度～平成31年度の5年間で待機児童をなくすように確保方策を定めさないとということで、計画の中で平成27年度～平成31年度までの定員設定を示すことになりました。

例えば、3号認定(1・2歳)の数字ですが、計画で定めている数字が、表中の「計画上の定員」です。28年度は243人の計画ですが、27年度当初利用定員158人に整備し、増となる人数71人を合わせて、28年度の整備後利用定員は229人(確保方策に満たない)となります。これは、計画の243人の数字(確保方策)に達していないので表の28年度整備後利用定員に網がかかっています。この網の部分がいわゆる、待機児童の対象となります。

この部分を31年度までに243人にするために、利用定員を増やす必要があります。

逆に、供給量が、確保方策の数字に達しているにも関わらず、利用定員を増やす場合については、各施設に空きがでてきてしまう、こういった場合には、「この利用定員の増はこの施設に必要なのではないか」というようなご意見をこの会議でいただくことになると思います。

しばらくは、待機児童が出る見込みでもありますことから、当分の間は、この利用定員の増については認めていく必要があるのではないかと考えているところです。

会 長:皆様、おわかりいただけましたでしょうか。

他に、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

事務局:今回の4施設のうち、わかば保育園につきましては、工事を終えています。他の施設につきましては工事が終わっていないということもあり、「予定」ということでご了承をいただきたいです。また、工期が遅れたり、ということになりましたら、その都度ご報告させていただきたいと思っております。

会 長:工事に取り掛かってはいるのですね。

事務局:はい。

会 長:他にありませんか。

委 員:保育園と幼稚園型認定こども園の違いで、2号認定というのは、どう違うのですか。

事務局:1号認定は、もともと私学助成の幼稚園で、条件関係なく、保護者が施設と直接契約になりますが、2号認定・3号認定は、保育になりますので、父母が働いているという条件。

1号認定の申請をしていただくと、市が1号の認定証をお渡しするので、それを 持って保育所と契約する形になるので、保育料は、市が決めた保育料になります。

市が決めた保育料は所得に応じたかたち。

交野市は、最高2万円。あとは、収入に応じて下はゼロまでありますが、その保育料を施設に払っていただく。施設は、市から子どもひとりにかかる費用の支払いをうけるという仕組みになります。

2・3号は、子どもが入るためには、父母が保育できないという証明(勤務証明等の提出)が必要になりますので、市にその証明を出していただきます。

今までの幼稚園につきましては、施設への直接お申込みでしたが、ふじがお幼稚園については認定こども園になったとことによって、市に1号認定の申請をしていただくことになり、1号認定の認定証をもって施設と直接契約になります。

委員:では、幼稚園型認定こども園の2号認定の子どもさんは、ほぼ保育所の方と一緒にいるのですか。

事務局:申請をしていただいて入る人は利用調整をしますので、市としては、保育が必要な度合を選考基準をもとに点数化し、その点数の高い順番に入所していただくというようなことになります。

会長:他にありませんか。

委員:さきほど新年度の数字がでない、と言っていましたが、ちょうど今、2月に来年入所する人の結果通知が配られるところかと思いますが、数字はでないものなのですか。

事務局:2月3日に、4月入所者の内定の通知を送らせていただいたところで、300名近くいらっしゃるのですが、内定を送っても全ての人が入所されるわけではなく、キャンセル等も多数ありますし、入れない人もたくさんいらっしゃいます。それが待機児童ということになるのですが、その1次選考で内定を受けた人がキャンセルした部分に、3月に再度2次選考をしていき、それによってどれだけ入所できるかというような状況で、28年度の量の見込みというのもまだ数字が動く時期で正確にでないという状況です。

委員:よくわかりました。

会長:確定は3月の末頃ですか

事務局:はい。3月の末ギリギリでもキャンセルが出たら、入所していただきたいと思っていますので、4月に入ってから実数としては数字が確定することになります。

会長:他にありませんでしょうか。

ないようでしたら、本案件、特定教育・保育施設等の利用定員について、交野市子ども・子育て会議の審議結果として、市長に答申させていただきます。

皆様、今日の案件で確認等、何かございますか。

では、このかたちで子ども・子育て会議は了承したとして答申します。

事務局:お時間いただいてよろしいでしょうか。

会 長:どうぞ。

事務局:ご審議どうもありがとうございました。

お配りしております、市長戦略の概要版について、ご説明をさせていただきます。

行政運営の計画を先月1月に市で策定いたしました。

市の広報紙やホームページでもご案内をさせていただいているところです。また、パブリックコメントも12月～1月に実施し、その結果も、公表させていただいているところです。

この戦略の中で、特にこの会議に、子ども子育ての計画に関わる部分として、2ページの(1)⑤～⑭、また、4ページの行革プラン(1)民間活力の導入 ②の公立幼稚園の運営方法の見直しということで、具体的な内容としましては、公立幼稚園3園を29年4月から、認定こども園に移行する方向で検討を開始しているところです。

また、平成31年度以降の早期に、公立幼稚園のうち1園の民営化という方向性を掲げ、その具体的な手法や財政的な面でこれからどう進めていくかというところをまず庁内で検討し、また、有識者の皆様にご意見をいただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては今ご説明さしあげた部分等につきましては、今後も色々な形でご意見をいただいたり、ご審議をいただくことになろうかというところですので、どうぞよろしくお願いたします。

最後に、市長戦略に関して、2月12日、13日、14日に行われるタウンミーティングには市長も出席し、皆様にご説明させていただきますので、ご都合がよろしければぜひご出席いただければと思います。

会 長:他になければ、事務局、今後に向けての報告等をお伝えください。

事務局:皆様、ありがとうございました。

それでは次回の交野市子ども・子育て会議の開催についてでございますが、3月～4月頃を目途として、予定しております。

日程につきましては、改めて皆様に調整させていただきますのでよろしくお願いたします。

会 長:では、次回の開催につきましては、改めて調整のうえご案内いただくということですので、事務局よろしく願いたします。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

ご多用のところ、本日はお疲れさまでした。

これにて閉会とさせていただきます。